

高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する指針

株式会社テnderハート

訪問介護ステーション E-heart

はじめに

当事業所は利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第 20 条（注 1）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本指針を定める。

目 次

高齢者虐待防止

1. 基本方針	3
2. 虐待の定義	3
3. 虐待の種類	3
4. 職員の虐待行為	4
5. 管理者の責務	4
6. 職員の責務	4
7. 虐待防止に係る検討委員会の設置	5
8. 虐待防止のための職員研修の実施	5
9. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	6
10. 虐待等の早期発見等への対応	6
11. 成年後見制度の利用支援	7
12. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	7
13. 行為に対する処分	7
14. 利用者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	7
15. その他虐待防止の推進のために必要な事項	7
16. 虐待防止対策フローチャート	8

身体拘束廃止

1. 訪問看護における身体拘束等の適正化に関する考え方	9
2. 身体拘束の定義	9
3. 緊急やむを得ない場合の例外三原則	10
4. 身体拘束が及ぼす弊害	10
5. 日常のケアにおける留意事項	10
6. 身体拘束廃止に関する各職種の役割	11
7. 身体拘束適正化に向けた体制	11
8. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	12
9. 身体的拘束廃止などの適正化のための職員研修に関する基本方針	12
10. 利用者等に対する、当該指針の閲覧に関する基本方針について	13
11. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針	13

注釈	13
参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	14
高齢者虐待チェックリスト（気づき編・発見編）	19
高齢者虐待リスク・アセスメント表	23
身体拘束に関する同意書	24

高齢者虐待防止に関するマニュアル

1. 基本方針

(1) 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

(2) 苦情処理の徹底

訪問宅内における高齢者虐待を防止するために、当事業所は、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注1：高齢者虐待防止法第20条参照)

(3) 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(注2：高齢者虐待防止法第5条第1項参照)

(4) 市町村への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかに、これを市町村に通報する。

◇あま市役所福祉部 高齢福祉課 連絡先電話番号 052-444-3141

(注3：高齢者虐待防止法第21条第1項参照)

(注4：高齢者虐待防止法第21条第6項参照)

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。

(注5：高齢者虐待防止法第21条第7項参照)

2. 虐待の定義

本指針でいう高齢者虐待とは、利用者宅において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類

(1) 身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者のおこなうべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

(3) 心理学的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

4. 職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に揚げられている職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 管理者の責務

管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。(注6 参照)

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。ここでいう、「と思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに管理者に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有する。

◎高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。取り組みを推進するために、人権擁護・虐待防止推進担当者を置き、虐待防止検討委員会を設置する。委員会の責任者は人権擁護・虐待防止推進担当者とし、委員会は、身体拘束解消委員会と兼ねる。

- ① 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- ② 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- ③ 管理監督職と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- ④ 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- ⑤ 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知

7. 虐待防止に係る検討委員会の設置

- (1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図り、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
- (2) 委員会の委員長は岡田が務める。
- (3) 委員会の委員は、管理者、訪問介護員にて構成する。
- (4) 委員会は年4回開催することとする。
- (5) 臨時の委員会は、委員長の招集により開催する。
- (6) 委員会はテレビ電話等装置を活用して行なうことができる。
- (7) 委員会で得た結果は3日以内に他の従業員へ周知徹底を図る。
- (8) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③ 虐待防止検討委員会の組織に関すること。
 - ④ 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ⑤ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
 - ⑥ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
 - ⑦ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。
 - ⑧ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制を整備すること。

8. 虐待防止のための職員研修の実施

- ① 高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援に努めること

とする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。

- ② 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- ③ 権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。
- ④ 研修は年 4 回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- ⑤ 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

9. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

10. 虐待等の早期発見等への対応

(1) 虐待等の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。

なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることとする。

(2) 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ② 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、看護師による訪問を行い、利用者の健康状態の把握、事実確認、情報共有を行う。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ 利用者の居宅において虐待等が行われ安全確保に緊急性が高いと判断される場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ④ 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ⑤ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ⑥ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- ⑦ 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

- ⑧ 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとする。

11. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

12. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「9. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

13. 行為に対する処分

利用者様に対して虐待行為が明らかとなったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、理事会に諮りその状況内容にもとづいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分をおこなうこととする。

14. 利用者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止の取り組みを図るため、利用者様及びご家族の方へ人権擁護・虐待防止に向けた考え方、取り組み体制を説明し、理解を得ながら利用者様の生活及びケアと一緒に構築するため、積極的に当該指針等を開示、閲覧できるようにする。

15. その他虐待防止の推進のために必要な事項

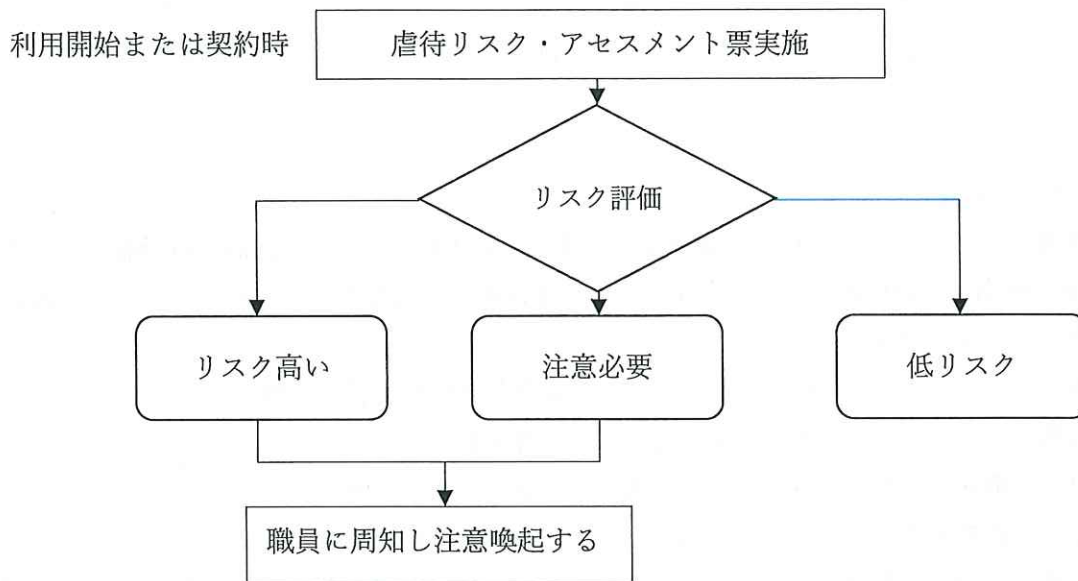
権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

16. 虐待防止対策フローチャート

(1) 利用時の虐待リスクを評価する

- ① 計画作成担当介護支援専門員等は利用時に当該利用者の虐待リスクを評価する。（「虐待リスク・アセスメント票」を使用）
- ② 管理者は上記の結果、虐待リスクが高い、又は要注意の場合は、全職員に口頭ないしは文書で通知し、注意を喚起する。

【利用開始時の虐待リスク・アセスメントのフロー】



(2) モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ① 全ての職員は、虐待の兆候があった場合、「虐待兆候発見報告書」に記入し、管理者に直接提出しなければならない。
- ② 管理者は「虐待兆候発見報告書」が提出された場合、サービス担当者会議を招集しなければならない。
- ③ サービス担当者会議においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。
- ④ 当該サービス担当者会議において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に「虐待兆候調査報告書」を施設長及び管理者に提出する。(在宅のケースは「職員」を「事業者」「家族」と置き換える)
- ⑤ 管理者は「虐待兆候調査報告書」を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。
- ⑥ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、管理者は速やかに、行政に報告するものとする。

身体拘束廃止に関するマニュアル

1. 訪問看護における身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を一部制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻む恐れがあるものである。利用者の生活の質を守るため、又、人権擁護の観点から身体拘束・行動制限は原則的に行わない。このため、本人やその家族も含め、全員が身体拘束などの弊害を共通認識し強い意志を持って取り組むことが大事である。

但し、利用者の身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はスタッフで十分な検討の上、必要な手続きを踏んで、諸記録を残し最小限の拘束を行うが、その解除に向けて継続的に検討をしていく。

2. 身体拘束の定義

厚生労働省より、示されている介護保険指定基準に示される項目を身体的・行動制限とする。禁止対象の行為は「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」と定められており、具体的には次に掲げるものである。

- ① 徘徊しないように、車椅子・椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がらないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣（つなぎ）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

3. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

① 切迫性

身体拘束を行うことにより日常生活に与える悪影響を勘案してもそれでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いこと

② 非代替性

如何なる時も身体拘束を行わず介護するすべての方法を検討し、利用者本人の生命や身体
の保護をするという観点から他に代わる方法が存在しない事を複数のスタッフで確認する
こと。また、拘束自体も本人の状態に応じて最も少ない方法であること。

③ 一時性

本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間に留める。

4. 身体拘束が及ぼす弊害

身体的弊害：身体機能の低下等の外的弊害・食欲低下などの内的弊害 転倒事故・転落事故
精神的弊害：不安やあきらめ、認知症状の進行、家族への精神的苦痛 スタッフの士気の低下
社会的弊害：スタッフに対する不信・偏見

5. 日常のケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下の事に取り組む。

- ① 利用者の主体的行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や・対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応する。
- ④ 利用者の安全性を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる様な行為は行わない。安全確保を優先するために、やむを得ず拘束が必要な場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準じる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

6. 身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

1) 管理者の責務 管理者：「富弥 有貴」

身体拘束における諸課題等の最高責任者。身体拘束廃止委員会の総括責任者。現場における諸課題の総括責任者。

2) 訪問介護員

利用者の状態観察・報告・指示受け等
記録の整備・正確かつ丁寧に記録をする
拘束がもたらす弊害を理解・正確に確認
利用者の尊厳を理解する
利用者の疾病・障害等による行動特性を理解
利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアを努める
利用者とのコミュニケーションを十分に取る
身体拘束廃止に向けた職員教育

7. 身体拘束適正化に向けた体制

1) 身体拘束廃止委員会の設置

設置目的

- ① 身体拘束廃止および適正化に向けた現状の把握、取り組み状況の把握。
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の状況、検討及び手続きが適正に行われているか確認。
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除方法の検討。
- ④ 身体拘束適正化等に関する職員教育の計画・実施。
- ⑤ 身体拘束、高齢者虐待に関する規程及びマニュアルの見直し

構成員

虐待防止検討委員会メンバーと兼務する

(2) 委員会の開催

虐待防止検討委員会と同時に開催する。その他、必要時には臨時で開催する

* 例外として利用者の生命、身体の安全を脅かす急な出来事が発生した場合、多職種協同での委員会が開催できないときには、可能な範囲での多職種の意見を収集し最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。その後、速やかに委員会を開催して、委員会の承認を得ること。

8. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない場合、身体拘束廃止委員会を中心として、多職種が集まり、身体拘束を行うことを選択する

前に、切迫性・非代替性・一時性の 3 要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合、拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて検討する。

2) 利用者本人・家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、改めて利用者本人や家族等と、締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し同意を得た上で実施する。

3) 記録・再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録しておく。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

その記録は「2 年間」保存する。行政担当局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく。

9. 身体的拘束廃止などの適正化のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

1) 教育・研修（年 2 回）の実施

2) 新任者に対する身体拘束廃止のための教育・研修の実施

10. 利用者等に対する、当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針は公表し、利用者・家族・従業員などがいつでも自由に閲覧することが出来る。

11. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

法人においては、関係機関の協力の上、啓発や研修会を行い、研鑽を積むことで高齢者介護において身体拘束等が適正に取り扱われるように努める。

(注1) (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(注2) (高齢者虐待の早期発見等)

第5条第1項 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士 その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(注3) (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条第1項 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(注4) 第21条第6項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(注5) 第21条第7項 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(注6) 第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

公布：平成17年11月9日法律第124号

施行：平成18年4月1日

目次

第一章 総則（第一条－第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条－第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条－第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条－第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的） 第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ) 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ) 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料 老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に 規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同 法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に 入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ) 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ) 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ) 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同 条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イか らホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権 侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介

護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二條第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して 答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

以上

高齢者虐待チェックリスト（気づき編）

あなたの身のまわりで、このようなことはありませんか？

チェックしてみましょう！

- ☐ 言う事を聞かないので、ののしったり、叩いたり、蹴ったりしてしまう。
- ☐ 高齢者が食事をなかなか食べないので、介護者が無理やり口に入れる。
- ☐ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
- ☐ 経済的な問題はないのに費用のかかるサービスを受けさせないなど、高齢者のためにお金をかけない。
- ☐ 高齢者に元気がなかったり、不自然な体重の増減がある。
- ☐ 高齢者が過度の恐怖心、おびえを示す。あるいは、強い脱力感、あきらめ、なげやりな態度をみせる。
- ☐ 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話し、恥ずかしい思いをさせる。
- ☐ 外見が悪いので、外出させないよう閉じ込めたり、訪ねてくる人があっても会わせない。
- ☐ 認知症により徘徊するので部屋に鍵をかける。
- ☐ 高齢者の年金や預貯金を管理し、本人に無断で使う。
- ☐ 病気であるのに医師の診断を受けさせない。
- ☐ ベッドから落ちないようにしばりつける。
- ☐ 介護が大変なので入浴をさせず、高齢者の身体から異臭がする。
- ☐ 部屋の中にゴミを放置するなど、ひどい住環境で生活させる。
- ☐ 水分や食事を十分に与えていないため、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ☐ 高齢者宅からの怒鳴り声、悲鳴、うめき声や物を投げる音がする。

高齢者虐待チェックリスト（発見編）

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のチェックをします。複数のものに当てはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

〔身体的虐待のサイン〕

- ☐ 身体に小さなキズが頻繁に見られる。
- ☐ 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる。
- ☐ 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
- ☐ 頭、顔、頭皮等にキズがある。
- ☐ 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- ☐ 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ☐ 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- ☐ キズやあざの説明のつじつまが合わない。
- ☐ 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- ☐ 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

〔心理的虐待のサイン〕

- ☐ かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
- ☐ 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- ☐ 身体を萎縮させる。
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- ☐ 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる。
- ☐ 自傷行為がみられる。
- ☐ 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

〔性的虐待のサイン〕

- ☐ 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- ☐ 肛門や性器からの出血やキズがみられる。
- ☐ 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- ☐ 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ☐ ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- ☐ 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- ☐ 睡眠障害がある。
- ☐ 通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

〔経済的虐待のサイン〕

- ☐ 年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える。
- ☐ 自由に使えるお金がないと訴える。
- ☐ 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- ☐ お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ☐ 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい。
- ☐ 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

[ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン]

- ☐ 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- ☐ 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- ☐ 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
- ☐ 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- ☐ かなりの床ずれができています。
- ☐ 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- ☐ 適度な食事を準備されていない。
- ☐ 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- ☐ 栄養失調の状態にある。
- ☐ 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

[セルフネグレクト（自己放任）のサイン]

- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている。
- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
- ☐ 配食サービス等の食事がとられていない。
- ☐ 薬や届けた物が放置されている。
- ☐ ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- ☐ 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる。
- ☐ 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である。

[介護者の態度にみられるサイン]

- ☐ 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- ☐ 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- ☐ 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- ☐ 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- ☐ 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- ☐ 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- ☐ 保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる。

[地域からのサイン]

- ☐ 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
 - ☐ 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
- ☐ 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- ☐ 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- ☐ 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- ☐ 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
- ☐ 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

高齢者虐待リスク・アセスメント表

対象者名： _____

介護者名： _____ (続柄： _____)

アセスメント者： _____

評価日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

項目		0	1	2	3	評価
高齢者	(1)日常生活自立度	J・A	B	C		
	(2)問題行動	無	有			
	(3)経済状況 (支援者の主観)	良い・普通	悪い			
	(4)家族との人間関係	良い	どちらとも いえない		悪い	
	(5)要介護状態以前の家族 との人間関係	良い	どちらとも いえない 悪い			
主介護者	(6)介護負担感	無		有		
	(7)他の家族の介護の協力	有	無			
	(8)生活状態	怠惰でない	怠惰である			
	(9)介護サービス受け入れ	積極的		いやいや 拒否		
(10)家族の飲酒問題		無		有		
合計						
虐待の種類		身体的：身 心理的：心 経済的：経 介護放棄：介 性的：性				

※5点以上で虐待要注意

身体拘束に関する同意書

様

- あなたの状態が下記の①②③を満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小 限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 ・場所 ・行為（部位/内容）	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

説明者

印

〈利用者・家族の記入欄〉

上記の件について説明を受け、確認し同意いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

本人との続柄（ ）

株式会社 テンダーハート

令和4年3月24日 作成
令和6年3月15日 追記

<虐待防止委員会 構成職員>

令和4年3月 浅井啓史 岡田亮汰 山崎綾香
令和6年3月 辻隆介 岡田亮汰 山崎綾香 今野ナオミ